

揮発油税に係る未納税制度等の改正について

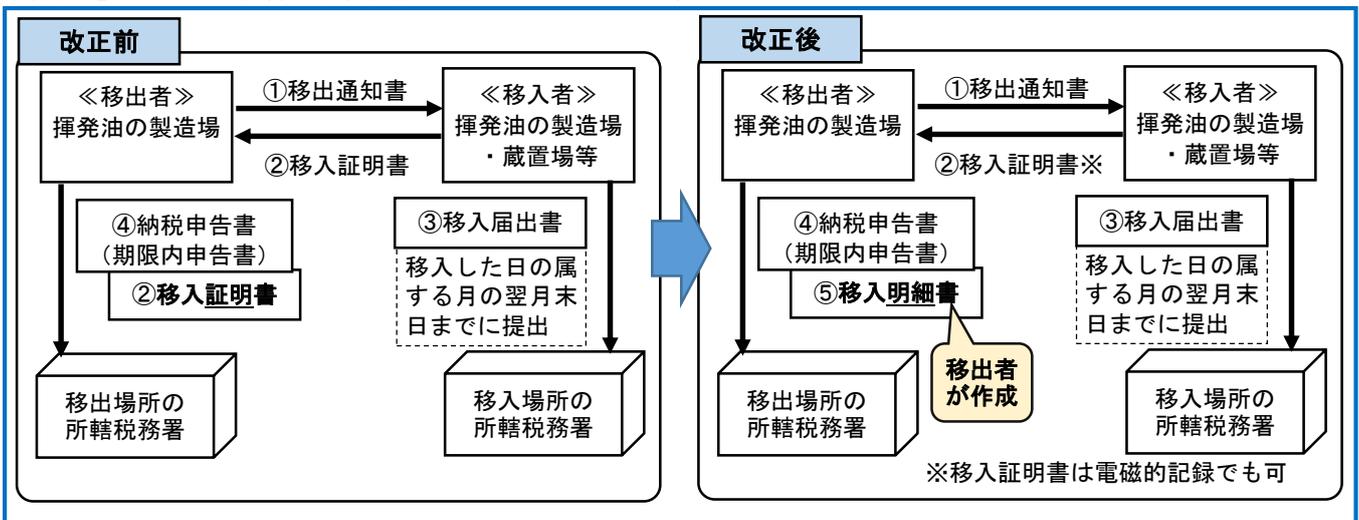
平成30年4月
国 税 庁

平成30年4月に揮発油税法等の一部が改正され、揮発油税に係る未納税制度等について、次のような改正が行われました。この改正は、平成30年4月1日から施行されます。

1 未納税移出に関する手続の改正

未納税制度の適用を受けるためには、未納税揮発油の移出者は、その移出をした日の属する月分の納税申告書（期限内に申告するものに限ります。）に、「未納税揮発油の移出に関する明細書」及び「未納税揮発油が移入されたことを証する書類」を添付する必要がありますが、これまで、これらの書類の要件を満たす書類として、実務上、移入者が作成した未納税移出揮発油移入証明書（以下「移入証明書」といいます。）を添付することとなっていました。

今般の改正により、移入証明書に代えて、移出者が作成する未納税移出揮発油移入明細書（以下「移入明細書」といいます。）を添付することとされました。



移入明細書の記載事項

- ①移入場所の所在地及び名称 ②移入した揮発油の数量 ③移入理由又は目的 ④移入年月日
⑤移入者の住所及び氏名又は名称（移出者と移入者が異なる者の場合のみ） ⑥参考事項

移入明細書の作成方法

<移出者と移入者が同一の者の場合>

未納税揮発油が移入場所に搬入されたことを帳簿又は伝票等により確認して作成する。

<移出者と移入者が異なる者の場合>

移入者が作成した移入証明書(※)に基づき作成する。

※ 移入証明書は、その揮発油が未納税移出に係る揮発油である旨の記載のある物品受領書等（揮発油の移入数量が移出数量と異なるときは、その増減の生じた理由を記載する必要があります。）であって移入者が証明したものであっても差し支えありません。

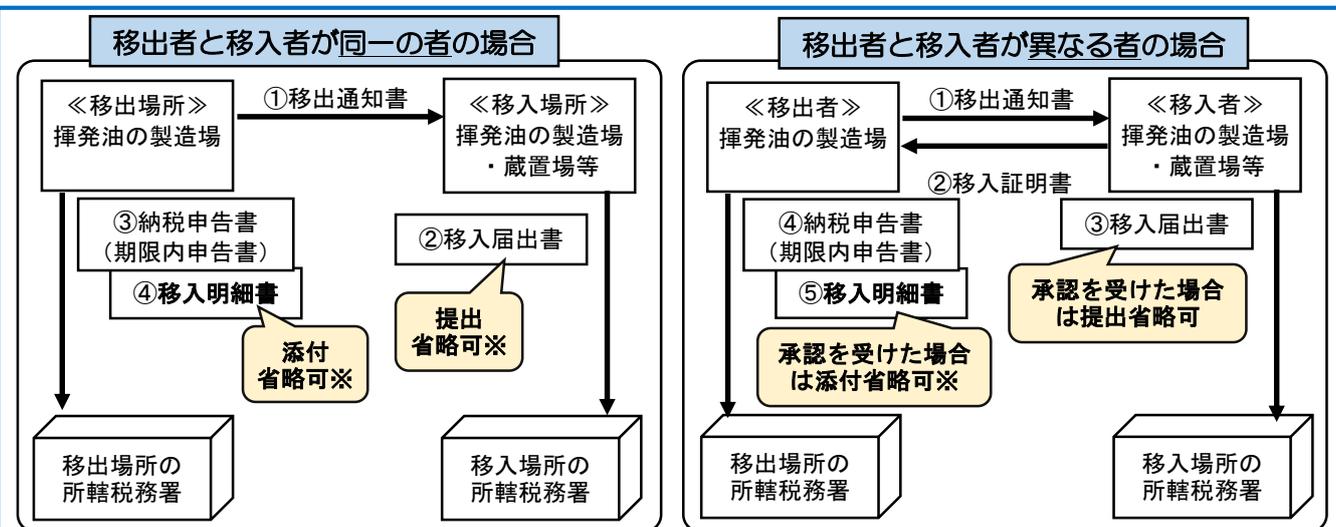
※ 移入証明書には、電磁的記録により作成されたものも含まれます。ただし、揮発油を移入した者により、その電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、その電子署名に係る電子証明書が提供されているものに限ります。また、電磁的記録により作成された移入証明書については、必要に応じて、電磁的記録を電子計算機その他の機器のディスプレイ及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておいてください。

- (注) 1 「移入明細書」の納税申告書への添付に当たっては、移入者が作成する「移入証明書（電磁的記録の場合には紙で出力したもの）」を「移入明細書」として活用していただいても差し支えありません。
2 一定の要件を満たす場合には、「移入明細書」の納税申告書への添付を省略できます。詳しくは、次ページ「2 未納税移出に関する特例」をご覧ください。

2 未納税移出に関する特例

未納税揮発油の移出者と移入者が同一である場合には、移出者は「移入明細書（改正前においては移入証明書）」の納税申告書への添付を省略できるとともに、移入者は未納税移出揮発油移入届出書（以下「移入届出書」といいます。）の税務署への提出を省略できることとされています。

今般の改正により、未納税揮発油の移出者と移入者が異なる場合でも、税務署長の承認を受けるなど一定の要件を満たす場合には、「移入明細書」の納税申告書への添付及び「移入届出書」の税務署への提出を省略できることとなりました。



※ 「移入明細書」の納税申告書への添付を省略する場合には、以下の方法により、「未納税移出に係る揮発油に該当すること」及び「その揮発油が移入場所に移入されたこと」についての明細を明らかにする必要があります。

<移出者と移入者が同一の者の場合>

未納税移出に係る揮発油である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を移入場所及び移出場所において保存する（この方法によっているときは移入届出書の提出も省略可。）

<移出者と移入者が異なる者の場合>

移出の事実を帳簿に記載し、移入証明書を保存する。

特例適用のための承認申請手続【移出者と移入者が異なる者の場合】

移出者と移入者が異なる者の場合において、移出者が「移入明細書」の添付省略の適用を受けるためには、移出先ごとに「揮発油税未納税移出揮発油移入明細書添付省略承認申請書」を移出場所の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。また、移入者が「移入届出書」の提出省略の適用を受けるためには、「揮発油税未納税移入届出書提出省略承認申請書」を移入場所の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。

承認要件	内容
①	移出者 承認を受けようとする場所(移出先)が、製造場から移出される未納税揮発油をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所であること
	移入者 承認を受けようとする場所(移入場所)が、未納税揮発油を(2以上の場所から移入する場合には2以上の場所からの移入を併せて)月1回以上の頻度で継続的に移入する場所であること
②	共通 揮発油税の保全上不適当と認められる事情がないこと

「揮発油税の保全上不適当と認められる事情」とは（例示）

	申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合
	申請者が申請の前日1年以内において揮発油税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき
移出者	申請の前日1年以内において、当該製造場から申請に係る移入場所に移出した揮発油についての移入明細書(改正前は移入証明書)が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合
移入者	申請の前日1年以内において、当該移入場所に移入した揮発油に係る移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合
	帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、揮発油税の保全上不適当と認められる場合

3 航空機燃料用免税及び特定用途免税に関する手続の改正について

航空機燃料用免税及び特定用途免税に係る手続についても、上記1及び2の改正と同様の改正が行われています。ただし、「移入明細書」の納税申告書への添付を省略する場合であっても、**移出先、移出数量、用途、移出年月日等を記載した「免税揮発油の移出に関する明細書」**を納税申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、手続に使用する様式等を掲載しています。